

# 入札条件書(特記事項)

本工事の入札・施工に当たっては、契約書、設計図書によるほか、次の特記事項に従い実施するものとする。

適用区分 (■ : 適用する □ : 適用しない)

## 1 総合評価関係

■本工事は、総合評価落札方式により施工計画の提出を要する工事である。

1. 配置技術者は当該工事に提出した施工計画の内容を満たす施工をしなければならない。
2. 発注者は、工事の監督・検査にあたり受注者の施工内容が評価した施工計画の内容を満たしていることを確認することとし、受注者は必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は受注者の負担とする。
- ~~3. 受注者の責により施工計画を満たす施工が行われない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は、審査項目「法令遵守等」の文書注意相当とし最大8点を減点する。~~
- ~~4. 前項により減点を受けた者は、次回工事の指名選定において不適格者として扱われることがある。~~

■本工事は、総合評価落札方式により登録基幹技能者の配置実績を評価する工事である。

1. 登録基幹技能者の配置を予定する工事の場合、発注者は工事の監督・立会時に登録基幹技能者が現場に従事していることを確認することとし、受注者は工事完成報告書の提出までに登録基幹技能者の配置実績報告書を監督職員に提出しなければならない。
- ~~2. 受注者の責により技能者の配置が行われなかった場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は、審査項目「法令遵守等」の文書注意相当とし最大8点を減点する。~~
- ~~3. 前項により減点を受けた者は次回工事の指名選定において不適格者として扱われることがある。~~

## 2 低入札関係

■本工事は、低入札価格工事対策試行要領を準用して行う工事である。

## 3 余裕期間設定工事

□本工事は栃木県県土整備部余裕期間設定工事試行要領に基づく工事である。

(主任技術者又は監理技術者の専任期間等)

1. 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置は要さない。
2. 工事着手日から工事目的物引渡し日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要する。
3. 工事着手日から現場着手日の前日までの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。

4. 事務手続き及び後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。5. 工事完成後、工事目的物の引渡し日までの期間については、原則、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。

(工期)

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限日までの間（工事着手ができない期間を除く）で、受注者は工事着手日を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、余裕期間設定工事試行要領で定める「工事着手通知書（別記様式）」により、発注者へ工事着手日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は要さない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行うことはできない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任により行うことになる。

工事着手期限：契約締結日の翌日から起算して●●日以内

工事に着手できない(条件指定)期間：契約締結日の翌日 ～ 令和●年●月●日

余裕期間を設定している次の関連工事の落札業者と工事工程を調整すること。

- ・ ●●●●－90●●●●● ●●●●●●●●●●新築電気設備工事
- ・ ●●●●－90●●●●● ●●●●●●●●●●新築機械設備工事

(CORINSへの登録)

CORINSへの登録は、契約後10日以内（土日祝日を除く。）に行うこと。

また、技術者の従事期間は、実工期の期間（契約書に記載されている工期）をもって登録すること。（余裕期間を含まないことに留意する。）

#### 4 積算基準関係

##### 【積算基準全般】

- 本工事は、栃木県建築工事積算要領に基づき積算している。
- 本工事は、共通仮設費及び現場管理費は、（建築（新営 改修）電気設備（新営 改修）機械設備（新営改修）昇降機設備 その他）工事の率で算定している。
- 本工事は、共通仮設費、現場管理費は、（建築工事積算要領等の資料第2章 3（監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合）7（主体鉄骨工事を含む場合）10（高額機器工事を単独発注する場合）13（労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等）を適用しており、補正した率により算定している。
- 本工事は、一般管理費等は、（建築 電気設備 機械設備、昇降機設備）工事の率で算定している。
- 本工事は、共通費算定に係る工期は、8.0か月と設定している。
- 「その他工事」は、栃木県建築工事積算基準、栃木県建築工事積算要領等の資料に示す工事である。
- 上記のほか、以下に示す工事を「その他工事」とするため、共通費算定にあたっては留意すること。

・ 種目・科目別内訳名称 ( ) 細目別内訳名称 ( )

**【単価】**

- 本工事の積算単価は、令和4年7月単価を適用している。
- 入札公告又は入札通知から契約までの間に単価の見直しがあった場合、受注者からの変更協議により、契約日直前の単価で変更契約に応じる。
- 本工事は、一部執務並行改修の適用工事であり、単価を補正している。
- 本工事の積算単価は、「建築工事積算要領等の資料」(令和4年7月10日改定)第3章に基づき積算している。また、「官庁営繕工事に適用する市場単価(令和4年度単価)の運用について(試行)の一部改定について」(令和4年6月23日付け国営積第2号)を踏まえ、市場単価と補正市場単価は、表一1の対象工種及び補正率を用いた以下の式により補正する。なお、表一1の補正率を他の補正率に乗じる場合、乗じた後の補正率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

- ・ 市場単価×補正率
- ・ 補正市場単価×補正率

表一1 補正の対象工種<sup>注)</sup>と補正率

建築工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

電気工事

対象工種	補正率
「フルボックス用接地端子」、「防火区画貫通処理金属管・丸型用」以外の配管工事	1.01
配線工事	1.01
接地工事(屋外)	1.01

機械工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

注) 対象工種の区分は、「建築工事積算要領等の資料」第3章表A-1、E-1及びM-1の工種(ただし、表中「市場単価及び補正市場単価改修補正率」に記載のある場合は当該区分)による。

## 5 現場代理人選任関係

### 【建築一式工事の場合】

□本工事における現場代理人について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能とする。ただし、作業工程上、受注者が安全管理や現場の運営・取締りなどの面で、現場代理人の常駐が必要と判断した間は、この限りではない。

(要件)

- (1) 他工事が、県土整備部が発注する公園事務所●●土木事務所管内の工事又は環境森林部、農政部若しくは企業局が発注する同一の市町区域内の工事で、それらの工事の特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨明記されていること。
- (2) 兼任できる箇所は3箇所までとする。(R5.3.31までに発注する建設工事に適用)
- (3) 兼任する工事の請負代金が3,500万円以上の場合、現場代理人が現場から不在となる間、現場の運営・取締りを行える者(以下「連絡員」という。)を選任し、常駐させられること。

□本工事における主任技術者(監理技術者は除く。)について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能とする。

(要件)

- (1) 他工事が、県土整備部が発注する●●土木事務所管内の工事又は環境森林部、農政部若しくは企業局が発注する同一の市町区域内の工事で、それらの工事の特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨明記されていること。
- (2) 兼任できる箇所は2箇所までとする。(R5.3.31までに発注する建設工事に適用)

※なお、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要のある工事は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で、「請負金額が7,000万円以上」の工事をいう。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条)

また、発注者から直接請け負った工事のうち6,000万円(※建築工事の場合)以上を下請負契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を専任で置かなければならない。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第2条)

※ 現場代理人と主任技術者の兼務は可能。

※ 受注者は、現場代理人又は主任技術者を他工事と兼任したい場合は、「工事打合せ簿」により承諾を受け、他工事の「現場代理人及び主任技術者等(選任・変更)通知書」の提出の際に、当該工事打合せ簿の写しを添付すること。また、連絡員についても、他の工事の上記通知書の提出の際に、その氏名等を届け出ること。

## 6 現場代理人及び主任技術者選任関係

### 【建築一式工事以外（電気工事、管工事、解体工事等）の場合】

□本工事における現場代理人について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能とする。ただし、作業工程上、受注者が安全管理や現場の運営・取締りなどの面で、現場代理人の常駐が必要と判断した間は、この限りではない。

（要件）

- （1） 他工事が、県土整備部が発注する●●土木事務所管内の工事又は環境森林部、農政部若しくは企業局が発注する同一の市町区域内の工事で、それらの工事の特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨明記されていること。
- （2） 兼任できる箇所は3箇所までとする。（R5.3.31までに発注する建設工事に適用）
- （3） 兼任する工事の請負代金が3,500万円以上の場合、現場代理人が現場から不在となる間、現場の運営・取締りを行える者（以下「連絡員」という。）を選任し、常駐させられること。

□本工事における主任技術者（監理技術者は除く。）について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能とする。

（要件）

- （1） 他工事が、県土整備部が発注する●●土木事務所管内の工事又は環境森林部、農政部若しくは企業局が発注する同一の市町区域内の工事で、それらの工事の特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨明記されていること。
- （2） 兼任できる箇所は2箇所までとする。（R5.3.31までに発注する建設工事に適用）

※なお、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要のある工事は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で、「請負金額が3,500万円以上」の工事をいう。（建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条）

また、発注者から直接請け負った工事のうち4,000万円（※建築工事以外の場合）以上を下請負契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を専任で置かなければならない。（建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第2条）

※ 現場代理人と主任技術者の兼務は可能。

※ 受注者は、現場代理人又は主任技術者を他工事と兼任したい場合は、「工事打合せ簿」により承諾を受け、他工事の「現場代理人及び主任技術者等（選任・変更）通知書」の提出の際に、当該工事打合せ簿の写しを添付すること。また、連絡員についても、他の工事の上記通知書の提出の際に、その氏名等を届け出ること。

## 7 監理技術者の兼任関係

■本工事は、他工事との監理技術者の兼任は認めない。

□当該工事は\_\_\_\_\_であり、現場代理人が他の工事と兼任した場合、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるため、兼任は認めない。

□理由：

□本工事における監理技術者について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。

(1) 兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置すること。

(2) 他工事が、栃木県内における国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村発注の工事でその特記仕様書又は施工条件書等に兼任が可能である旨明記されていること。

(3) 兼任できる箇所は2箇所までとし、いずれの工事も請負代金3億円未満(営繕工事は2億円未満)であること。

□受注者は、監理技術者を他工事と兼任したい場合は、両工事の発注者から承諾を受け、「現場代理人及び主任技術者等(選任・変更)通知書」の提出の際に、工事打合せ簿の写しまたは他の発注者が兼務を承諾した旨の書類の写しを添付すること。

## 8 建設発生土関係

■本工事で発生した建設発生土は構外に搬出し適切に処理すること。

※ 工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

□残土処理をする施設の名称及び所在地

所在地	運搬距離 (km)

■処理場所の特定ができないため、設計上、残土の処理場所は、60.0km の範囲内に処理すると見込んでいるが、発注後、監督職員と協議する。

## 9 再資源化関係

■本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令に定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

※ 工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

※ 分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき監督職員に報告することとする。

### 1. 分別解体の方法

#### (1) 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替等）の場合

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他（ ）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

#### (2) 建築物に係る解体工事の場合

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <sup>※1</sup> <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 理由 <sup>※2</sup> （ ）
②屋根ふき材	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 理由 <sup>※2</sup> （ ）
③上部構造部分・外装	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他（ ）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※1 工程内で部位毎に分別解体工法が異なる場合は、部位毎に特記する。

※2 手作業・機械作業の併用時のみ理由を記載する。

### 2. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※ 新築工事では、発生量等が特定できないため、当初工事には含まない。

## 10 石綿関係

■本工事は、「大気汚染防止法」(昭和四十三年法律第九十七号)に定める解体等工事であって、その規模が「大気汚染防止法施行規則」(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)に定める規模以上の工事であるため、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かの調査及びその報告について適正な措置を講ずることとする。

### ■石綿等を含む場合

本工事の対象建物の下記に示す箇所に、石綿等が使用されていると判断されますので、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第8条に基づき通知します。

石綿含有建材等の名称	使用箇所	使用数量の概数
石綿セメントパーライト板	天井	650 m <sup>2</sup>

1. 着工に先立ち、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条に基づき、石綿等の使用の有無について調査するとともに、その結果を監督職員に報告すること。
2. 平成17年8月2日安発第0802001号(厚生労働省労働基準局安衛生部)の指導により、右に掲げる内容を掲示すること。
3. 調査の結果、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第5条に係る届出が必要となった場合は、速やかに所定の届出をするとともに、対応方法等について監督職員と協議すること。
4. 本工事において発生した石綿等は、下記の処分先に処分するものとして積算したが、処分先については、これを指定するものではない。  
また、表記以外の処分先に処分する場合は、監督職員の承諾を得ること。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。		
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：  (例) ・遮蔽措置 ・保護具・保護衣の使用 ・立入禁止措置		平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。	施工事業者名:	_____
石綿に係る特別的教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別的教育: 〇〇〇〇の実施した講習(平成〇〇年〇月受講)	現場責任者氏名:	_____

石綿含有建材等の名称	想定した処分先
石綿セメントパーライト板	運搬距離 35 km以下の処分先を想定

5. 石綿等の取り扱い方法は、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年度版及び石綿障害予防規則その他の関係法令によるほか、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」(有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会)によるものとする。

□石綿等を含まない場合

本工事の対象建物には、石綿等の使用はないと判断されますので、石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)第 8 条に基づき通知いたします。

1. 着工に先立ち、石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)第 3 条に基づき、石綿等の使用の有無について調査するとともに、その結果を監督職員に報告すること。
2. 調査の結果、石綿等の利用がないことが確認された場合は、平成 17 年 8 月 2 日安発第 0802001 号(厚生労働省労働基準局安全衛生部)の指導により、右に掲げる内容の掲示すること。
3. 調査の結果、石綿等の利用が確認された場合は、監督職員に報告し、指示に従うこと。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当該現場では石綿を使用しておりません。			
調査方法 (調査年月日)		作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)			
施工事業者名: _____			
現場責任者氏名: _____			

### 1 1 舗装切断時に発生する濁水関係

□本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に基づき適切に処理しなければならない。

※ 下記の処理施設は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものでない。

※ 舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。

処理施設の名称	所在地	運搬距離

### 1 2 工事写真の小黑板情報電子化関係

■本工事における工事写真について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、小黑板情報を電子化できるものとする。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、この限りではない。

#### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、「工事写真撮影ガイドブック(建築工事編及び解体工事編・建築設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として「<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」に記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例から選定に限定するものではない。

## 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編・建築設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」による。

## 3. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者はURL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

### 1 3 快適トイレ関係（受注者希望型）

■本工事は「栃木県県土整備部快適トイレ設置要領」に準じて行う工事である。

実施にあたっては、次に記載する要領を確認すること。

実施要領 URL：県 HP 「<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/rlkaitekitoire.html>」

### 1 4 概成工期関係

□本工事は、概成工期設定の適用対象となる工事である。

工事着手後に各関連工事と調整を行った上で、実施工程表に適正な概成工期を明記し監督職員の承諾を受けること。

### 1 5 週休2日制工事関係

□本工事は、「栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事試行要領」に基づく工事である。（発注者指定型）

■本工事は、「栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事試行要領」の定めを準用し受注者の希望により週休2日制工事が実施できる工事である。（受注者希望型）

栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事試行要領 URL：

県 HP 「<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/syuukyuuufutsuka.html>」

## 16 情報共有システム関係

□本工事は、「栃木県県土整備部営繕工事における情報共有システム実施要領」に定める受注者の希望によりシステム利用ができる工事である。

- 1 実施にあたっては、「栃木県県土整備部営繕工事における情報共有システム実施要領」に基づき実施するものとする。
- 2 情報共有システムについて、事前に監督員と協議を行い、実施することが困難と認めた場合などは、実施しないことができるものとする。

栃木県県土整備部営繕工事における情報共有システム実施要領 URL

県 HP 「<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/jouhoukyouyuu.html>」

## 17 建設キャリアアップシステム活用工事

□本工事は「栃木県県土整備部建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に定める受注者の希望により建設キャリアアップシステムが活用できる工事である。

試行要領 URL：県 HP 「[https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/kendo\\_ccus.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/kendo_ccus.html)」

## 18 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出

■本工事は、当初契約後 14 日以内に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成して、発注者に提出するものとする。なお、変更契約時については、発注者から内訳書の提出を請求された場合、受注者は内訳書を提出しなければならない。

## 19 工事で使用する資機材等の納期遅延について

■新型コロナウイルス等の影響による資機材等の納期遅延により、契約工期内に工事が完成出来ない等、工期の延長が必要と認められる場合には、工事の一時中止等の措置を講じるとともに、工期の延長を検討する。

## 20 その他の入札条件

・ちびっ子ハウス修繕工事は、可能な範囲でちびっこハウスの営業を行うため、3月18日から5月7日の間の作業内容は監督員と協議による。